

官報号外

平成二十八年十月十一日

○第百九十二回 参議院会議録第四号

平成二十八年十月十一日(火曜日)

午後五時二十一分開議

○議事日程 第四号

平成二十八年十月十一日
午後五時 本会議

第一 平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)
第二 平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)
第三 平成二十八年度政府関係機関補正予算(機関第1号)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第三まで
二、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。
日程第一 平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)
日程第二 平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)

平成二十八年十月十一日 参議院会議録第四号

平成二十八年十月十一日 一般会計補正予算(第2号)外二件

日程第三 平成二十八年度政府関係機関補正予算(機関第1号)

以上三案を一括して議題といたします。
ます、委員長の報告を求めます。予算委員長山本一太君。

[審査報告書は本号末尾に掲載]

○山本一太君登壇、拍手
〔山本一太君登壇、拍手〕
十一年度第二次補正予算三案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補正予算三案は、去る九月二十六日に国会に提出され、衆議院からの送付の後、十月五日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から本日まで、安倍内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行つてまいりました。

質疑は、アベノミクスの成果と今後の取組、第二次補正予算の効果と財政健全化の道筋、日銀の金融政策の在り方、地方創生交付金の効果の検討、地域活性化への財政投融資の活用、震災・台風被害の復旧復興支援、原子力災害対策の充実強化、年金積立金の運用の在り方、TPP発効による農林水産業への影響、SBS輸入米取引をめぐる問題、北方領土問題における政府の基本姿勢、パリ協定の早期批准の必要性、南スーダンPKOへの政府対応、公務員の国籍規定の在り方、東京

オリエンピック・パラリンピック開催に向けた取組、憲法改正問題など、多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終局し、討論、採決の結果、平成二十八年度第二次補正予算三案は賛成多数をもつていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。宮沢由佳君。

[宮沢由佳君登壇、拍手]

私は、民進党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました平成二十八年度第二次補正予算三案に対し、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、審議を通してアベノミクスの行き詰まりが浮かび上がり、今回打ち出された経済対策はその失敗を覆い隠すためのものと思われるを得ないからです。

対策の内容を見ると、従来型の公共事業が多く並んでいます。安倍内閣は、未来への投資を実現する経済対策を策定しましたが、国債を発行して財政を悪化させ、子供や孫の負担を増加させてまで需要拡大を図る施策は、未来への投資などとはとても言えません。

反対の第二の理由は、子供たちへの手当でが極めて不十分だということです。

日本全国から貧困などで苦しんでいるたくさん

の子供たちの悲鳴が聞こえているのに、今すぐ対策を講じなければならないのに、総理の所信においても、政府の補正予算案においても、その声にきちんと応えようとはしていません。

安倍総理、あなたは日本の子供政策の最高責任者であり、日本の全ての子供たちの未来に責任があります。子供の未来に責任を持つのが親なら、あなたは日本の子供たちのお父さんです。お父さんはいつも真剣に子供たちに愛を与えてほしい。お父さんは愛する子供たちのためなら必死で努力をします。もしも、子供がひもじい思いをしていたら、ほかの何を削つても子供に与えようとなります。残念ながら、今の安倍総理からは日本の子供への本気の愛を感じません。

子供たちが安心して生まれて成長できる社会を創造しなければ意味がありません。子供が健全に育たない社会には希望もありません。どんなに大胆な金融政策も財政政策も成長戦略も、子供たちが安心して幸せに成長できる社会を創造しなければ意味がありません。日本はこそ未来の担い手を育てるに本気でかじを切るときです。このまま子供たちの問題が置き去りにされたら、日本の明日を創造することは不可能です。手遅れになります。

安倍総理が幾ら明るい兆しと言つても、日本の子供たちの六人に一人が貧困なのです。一人親家庭ではその半数が貧困状態にあります。たとえ貧困家庭でなくとも、親子が一緒にいる時間が十分に確保できず、子供が一人で食事をする孤食も増えています。だから私は、今こそ子供たちの声に応えることが必要だと考えます。例えば、子供の成長は待ったなしです。教育の無償化を進めなければ、たくさんの子供たちが意欲を持ちながらも経済的理由で学ぶ機会を失いません。就学前教育から大学など高等教育までの教育の無償化を加速し、子供たちが安心して教育を受けられる環境をつくるべきです。

また、子供の貧困を発見し、適切な対応をするため、今、小学校に課せられた新たな負担は大きく、その対応をする教職員が圧倒的に不足しています。一人一人がきめ細やかな教育や指導を受けられるよう、小学校の教職員増員も急務です。

そして、乳幼児を育てている家庭への手当の支給も緊急課題です。いまだ多くの働く女性が妊娠

又は出産で退職している状況があります。退職してしまって産休、育休中の対象にはならず、産休、育休中の親との格差が生じています。

さらに、若年者の妊娠、出産、育児、再就職への支援も必要です。就学中又は就職前に妊娠する経済的な困難だけでなく様々な課題が降りかかれます。そこには、そういう親子を丸ごと支援する仕組みが必要不可欠です。

ある母親が言いました。せっかく子供を授かったのに、もっと子供と一緒にいたいのに、生活のために子供を預けて働くなくてはならない、せめてもう少しこの子と一緒にいたい。この国は、幼い子供がその親と一緒に過ごす時間さえも保障できないのです。

ある若者が言いました。子供を育てるために何千方も掛かると聞いた、非正規雇用の僕にはきっと子供を育てられない、それなら結婚しない方がいい。これでは少子化が進む一方です。いつから日本の若者は未来に希望を持てなくなつたのでしょうか。

ある子供が言いました。時々でもいいから一緒に御飯が食べたい。五歳の女の子が言いました。普通の日は保育園に行くの、土曜日や日曜日は託児所に行くの、病気のときは病気の保育園に行くの、私もお休みしたい。一億総活躍社会の片隅で置き去りにされていく子供の存在にも気付いてください。

安倍総理、お願ひです。日本のお父さんとしての自覚を持つてください。勇気を出して、今すぐ子供たちのために大胆な政策を行つてください。確かに、今回の補正予算案では子育ての環境整備に手当てがされています。もちろんこれらは必要です。しかしながら、まずやらなければならないのは、今この瞬間にも貧困などで苦しんでいる子供たちの声に応えることではありませんか。補正予算案においてもすぐにできることは一刻も早く始めるべきです。

この補正予算案は子供たちの声に応えておりません。このことを強く申し上げ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 二之湯智君。

〔二之湯智君登壇、拍手〕

○二之湯智君 自由民主党の二之湯智です。

度第二次補正予算三案に対し、賛成の立場から討論いたします。

安倍内閣が打ち出したアベノミクスが功を奏して、実質賃金の上昇や雇用の拡大など、経済の好循環が生まれつつあり、デフレ脱却へ向けて着実に歩を進めています。しかし、雇用・所得環境は改善する一方で、個人消費や民間投資は力強さを欠いております。アベノミクスは、まだ道半ばです。

政府は、アベノミクスを一層加速し、デフレからの脱却速度を最大限まで引き上げるために、本年八月に未来への投資を実現する経済対策を閣議決定いたしました。この経済対策を受けた本補正予算案は、一億総活躍社会実現のために我が国の経済基盤をより強化するものであり、一刻も早く成立させ、着実に実行しなければなりません。

以下、本補正予算案に対する経済対策を閣議決定いたしました。この経済対策を受けた本補正予算案に対し、賛成する理由を簡潔に申し述べます。

本補正予算案は、一億総活躍社会の実現に向けて、若者への支援の拡充や子育て、介護の環境整備など、直ちに実現しなければならない施策等に的確に対応しております。あわせて、中長期的な視点から、我が国成長戦略の柱である観光振興やTPP対策に対応するためのインフラ整備等、我が国の産業基盤を強化するために必要な予算が盛り込まれております。

また、英国のEU離脱や新興国経済の低迷などのリスクに対する備えや、中小企業の資金繰り支援、経営力強化、生産性向上などの支援や地方創生のための支援が的確になされています。

さらに、近年、これまでに経験したことがない自然災害が頻発しております。安心・安全は政治や行政で取り組むべき最重要課題であり、本補正予算案では、東日本大震災や熊本地震による災害からの復旧復興を加速し、自然災害に強い国づくりのために必要な経費が計上されております。

以上、賛成する主な理由を申し述べました。

デフレからの脱却を進めていくために、あらゆる政策を総動員していかなければなりません。それらの政策を推し進めるためにも、本補正予算案は必要不可欠です。

本補正予算案に対し、多くの皆様からの御賛同を賜るようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 吉良よし子君。

〔吉良よし子君登壇、拍手〕

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、二〇一六年度第二次補正予算案に反対の討論を行います。

初めに、熊本地震からの復旧復興に懸命に取り組む住民を、今月八日、更に阿蘇山の爆発的噴火が襲いました。被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

また、この八月から九月にかけて各地を襲つた台風による被害も甚大です。

こうした被災からの一日も早い生活となりやすいの再建、復旧に向けて、補正予算による予算措置は当然です。その上で、被災自治体の独自支援策を応援すること、被災者生活再建支援金を最大三百万円から五百万元に引き上げ、対象も一部損壊以上に拡大することを求めます。

一連の台風は、日本の食料基地と言える北海道と東日本大震災からの復興途上の地域に大きな被害をもたらしました。大震災時と同等の農林水産業や中小企業への支援が必要です。この間、かつてない災害が続いている、総合的な防災対策は

待ったなしの課題です。

今、日本経済は、おととし四月の消費税増税による個人消費の落ち込みと底打ちがずっと長引いています。日本商工会議所の三村会頭も、将来不安がある限りなかなか消費には回らない、賃金の引上げが好ましいということには何の異論もないと述べているほどです。

個人消費が落ち込む中、政治が本来果たすべき役割は、賃上げや社会保障の充実など国民の懐を直接助ける予算を組むことです。ところが、政権発足以降最大規模となる経済対策を打ち出した本補正予算案は、国民の暮らしの立て直しには役立たないばかりか、財政再建を困難にするなど問題があります。反対です。

まず、問題なのは、働き方改革とうたう中身です。この大部分は、低所得者向け臨時福祉給付金三千六百八十五億円です。年六千円を消費税増税までの二年半分一括支給するのですが、たつた一回、一万五千円もらつても、消費税が一〇%になれば一人当たり二万七千円の負担増になるのです。予算額の大きさに比べ極めて効果は薄く、そもそもなぜこの予算が働き方改革の枠なのか意味が分かりません。消費税増税は、延期ではなく、きつぱりやめるべきです。

では、政府の働き方改革の狙いは何でしょう。

働き方改革実現会議のメンバーのほとんどが経団連会長などの企業経営者で占められていることが論議で明らかになりました。しかも、経営者側の働き方改革の期待は、裁量労働制の拡大、残業ゼロ制度など、ブラック企業合法化とも言える政策であり、働く人が切実に求める賃上げと残業規制ははるか後景へと追いられています。経営者側に偏ったメンバーでは働く人の立場と視点に立つた議論ができるないのは明らかであり、いち早く是正すべきです。

既に長時間労働で労働者をむしばんでいる裁量

労働制の実態を調べ上げ、調査結果を国民に公表し、みなし労働時間を超えた場合の厳格な指導と残業時間の規制に本格的に取り組むことを求めます。総理は、参院選中は社会保障の充実に力を尽くすと言つていました。ところが、選挙後は、経済・財政アクション・プログラムに基づいて、国民に対して、介護の給付外し、医療費の国民負担増、生活保護の減額などの押し付けにまつしぐらではありませんか。

介護人材については、来年度から月一万円増を目指すとしながらも、介護報酬の引下げはそのままです。介護離職ゼロを言いながら、病院からも施設からも介護を受けるべき方々を追い出して、生活援助や福祉用具の自己負担を介護に関わる家族に押し付ける介護保険改悪は絶対にやめるべきです。

は、各党が全会一致で賛成しました。国内景気が回復しない中でもあり、まだまだ災害復旧予算は必要と考えます。

我が党は、政府・与党の財政運営について全面的に賛成ではありません。政府は、今後、身を切る改革と徹底的な行政改革による歳出削減を行るべきです。四年前に消費税増税を決定したときの国民への約束である議員定数の削減や公務員人件費削減は、ほとんど進んでいません。衆議院定数は大変な時間を掛けて十議席減つただけ、公務員給与に至っては、人事院勧告は三年連続での上昇です。東北復興のための議員歳費と公務員給与削減が終わつたその年に消費税は8%に増税され、所得税での復興増税もいまだに続いています。

我々は、こうした現状を変えるため、既に十一本の法案を参議院に提出しています。それら法案で主に訴えたことは、議員の身を切る改革、公務員人件費の削減、そして教育の無償化です。

議員定数と歳費の削減や自主返納はもとより、選挙区支部から選挙区内の者に寄附を行うことを禁止し、政治資金の使い道にも法律で制限を課すべきです。政治資金の使い道の制限については、舛添前東京都知事による公金や政治資金の私的利用が大きな問題となり、舛添氏が知事職を辞するに至つたのは記憶に新しいところです。そもそも、政治資金の使い道について、これまで政治資金規正法による制限が事実上全くないことが大きな問題です。我が党が提出した法案は、政治資金を個人的に支出することを禁止し、第三者機関による閲覧を求めるものです。

さらに、政治家から政治団体への寄附による税控除や企業・団体献金を禁止し、文書通信交通滞在費の使い道を公開すべきだと考えます。そもそもこれら三点は、国会で法律が成立しなくとも、政治家自らが自発的にやろうと思えばできることです。既に我が党では、所属議員が政治団

体に寄附した際の税控除の申請を認めず、企業・団体献金を受け取らず、文通費の使途は領収書付

の政治への信頼を回復するため、この機会に改めて、我が党の法案への賛成と各党各会派、議員各

きで党のホームページで公開をしています。国民の政治への信頼を回復するため、この機会に改め

て、我が党の法案への賛成と各党各会派、議員各

位が同じように自主的に取り組まれることを御提

案申し上げます。

政治家自身がこれらの徹底した身を切る改革を

断行して初めて国民の政治への信頼を回復できる

と考えます。こうした改革とデフレ脱却がない限

り、消費増税はするべきではありません。国家公

務員の入件費二割削減だけでも一兆円の財源が確

保でき、未来への投資としての教育無償化の実現

に資するはずです。

教育無償化について、既に政府は幼児教育無償

化の方針を打ち出しており、方向性は我が党と共に

通しているはずです。しかし、そのための予算措

置はまだほとんど具体化していません。消費増税

が難しくなった現実を踏まえれば、徹底行革によ

る歳出削減で財源を生み出し、教育無償化を実現

するべきです。あわせて、毎年の予算措置で国民の教育費負担が大きく変わらないようにするた

め、教育の全課程の無償化を憲法上の原則とするべきことを改めて主張いたします。

以上のようないがの主張は変わりませんが、現下の経済状況での景気対策、リニア前倒し、熊本地復興のための予算は必要と考えます。我が党は引き続き、財政運営について批判すべき点は厳しく批判していきます。それでもなお、政府が東京一極集中を是正するための大きな一步を踏み出します。(拍手)

○議長(伊達忠一君) この際、日程に追加して、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長横山信一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対
二百三十四
七十二

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

よつて、三案は可決されました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対
二百三十七
一百三十七

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後五時五十七分散会

○横山信一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、平成二十八年熊本地震による災害に係る復興基金の創設及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、平成二十八年

度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、平成二十八年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正するものであります。

委員会におきましては、復興基金を設ける基準及び積算根拠、被災状況に応じた財政支援の在り方、自治体の財政負担への的確な対応等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

官 報 (号 外)

出席者は左のとおり。

上月 良祐君

酒井庸行君

中川
雅治君

岡田
広君

田名部匡代君

國務大臣

國環 防災 ^(内)	國務 大臣 ^(原)	國務 大臣 ^(特命)	國務 大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	經濟 產業 大臣	農林 水產 大臣	厚生 労働 大臣	文部 科学 大臣	法務 大臣	外務 大臣	法務 大臣	國總 務 <small>(内閣府大臣(マ)イナバード制度)</small>	財務 大臣 ^(内閣府大臣特命)	國務 大臣 ^(内閣府大臣特命)	神本 美恵子 君	大島 九州男君	倉林 明子君	田名部 匡代君	白 真勲君
國境 事務 境	大臣 ^(内閣府)	大臣 ^(原)	大臣 ^(特命)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^(原)	大臣 ^(特命)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^{(内閣府大臣(マ)イナバード制度)}	大臣 ^(内閣府大臣特命)	大臣 ^(内閣府大臣特命)	增子 輝彦君	仁比 聰平君	小川 敏夫君	吉雄君 晃君	
大臣 ^(内閣府)	大臣 ^(原)	大臣 ^(特命)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^(原)	大臣 ^(特命)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^{(内閣府大臣(マ)イナバード制度)}	大臣 ^(内閣府大臣特命)	大臣 ^(内閣府大臣特命)	田村 智子君	長浜 博行君	鉢呂 聰子君	仁比 聰平君					
大臣 ^(内閣府)	大臣 ^(原)	大臣 ^(特命)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^(原)	大臣 ^(特命)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^{(内閣府大臣(マ)イナバード制度)}	大臣 ^(内閣府大臣特命)	大臣 ^(内閣府大臣特命)	増子 輝彦君	仁比 聰平君	小川 敏夫君	吉雄君 晃君					
大臣 ^(内閣府)	大臣 ^(原)	大臣 ^(特命)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^(原)	大臣 ^(特命)	大臣 ^(内閣府特命等支援機構)	大臣 ^{(内閣府大臣(マ)イナバード制度)}	大臣 ^(内閣府大臣特命)	大臣 ^(内閣府大臣特命)	田村 智子君	長浜 博行君	鉢呂 聰子君	仁比 聰平君					

吉良よし子君	相原久美子君	藤末健三君	吉川沙織君	大塚耕平君	那谷屋正義君	辰巳孝太郎君	吉川
石井啓一君	世耕弘成君	山本有二君	高市早苗君	岸田勝年君	金田文雄君	松野博一君	塩崎恭久君
山本公一君							

官 報 (号 外)

審査報告書

平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)

平成二十八年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十月十一日

参議院議長 伊達 忠一殿

予算委員長 山本 一太

要領書

一、委員会の決定の理由

平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)

は、歳出において、(1)一億総活躍社会の実現

の加速、(2)二十一世紀型のインフラ整備、

(3)英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び

地方の支援、(4)熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化、(5)東

日本大震災復興特別会計へ繰入の合計で四兆千

百四十三億二千七百十六万五千円の追加を行

い、他方、既定経費の減額により、八千二百七

十四億五千六百七十四万千円の修正減少を行う

こととしている。歳入においては、前年度剩余

金受入二千五百二十四億七千二百五十八万四千

円を計上するとともに、税外収入二千八百四十

三億九千七百八十四万円の增收を見込むほか、

公債金については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債の増発二兆七千五百億円

を行うこととしている。

この結果、平成二十八年度一般会計予算の総

額は、歳入歳出ともそれぞれ三兆二千八百六十
八億七千四十二万四千円増額され、百兆八十七
億千百四十七万八千円となる。

平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)

平成二十八年度一般会計補正予算(第2号) 平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号) 平成二十八年度政府関係機関補正予算(機第1号) 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

は、東日本大震災復興特別会計等八特別会計に

ついて、所要の補正を行つこととしている。

平成二十八年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、沖縄振興開発金融金庫及び株式会社

日本政策金融金庫について、所要の補正を行う

こととしている。

右の措置は、当初予算作成後に生じた事由に

基づき、特に緊要となつたものについての予算

措置であり、おおむね妥当なものと認める。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年十月四日

衆議院議長 大島 理森

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、平成

二十八年熊本地震による災害及び東日本大震災

に係る復興事業等の実施のための特別の財政需

要に対応するため、平成二十八年度分の地方交

付税の総額について算定措置を講じようとする

ものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成二十八年度一般会計補

正予算(第2号)及び平成二十八年度特別会計補

正予算(特第2号)により交付税及び譲与税配付

金特別会計において、平成二十八年度分の地方

交付税の総額の特例として、一般会計から交付

税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる

地方交付税交付金を五百十億円増額することも

に、東日本大震災復興特別会計から交付税及び

譲与税配付金特別会計に繰り入れられる地方交

付税交付金を百六十五億円増額することとして

いる。

四 前三号に掲げる額以外の額として平成二
十八年度の一般会計補正予算(第2号)によ
り一般会計から交付税及び譲与税配付金特
別会計に繰り入れられる特例加算額五百
六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次
の一号を加える。

四 附則第十一條中「この条において同じ。」の下

に「附則第四條第四号に掲げる額を加え、

三千四百七十七億七千四百九十万円」を「三
千六百四十三億千三百二十一万九千円」に、「及
び平成二十八年度震災復興特別交付税額の」を
「同号に掲げる額及び平成二十八年度震災復
興特別交付税額の」に改め。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律

第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九條中「及び第三号」を「から第四号ま
で」に、「同条第七号」を「同条第八号」に改め

る。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年十月四日

衆議院議長 大島 理森

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方交付税法及び特別会計に

関する法律の一部を改正する法律案

部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十月四日

衆議院議長 大島 理森

審査報告書

一、委員会の決定の理由

右は本院において可決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十月四日

衆議院議長 大島 理森

審査報告書

平成二十八年十月一日

参議院会議録第四号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

尾辻 秀久君	大沼 夕は君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	北村 経夫君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 酒井	鴻池 祥肇君	佐藤 酒井	北村 経夫君	古賀友一郎君	岡田 直樹君	岡田 岩	木村 こやり	木村 こやり	大家 大野	大家 大野	泰正君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	------	--------	--------	-------	-------	-----

三原じゅん子君	申吾君	新平君	丸山 政司君	松下 政司君	丸山 和也君	三宅 伸吾君	川村 真代君	吉川 秋野君	吉川 公造君	吉川 沙織君	吉川 由佳君	吉川 矢田わか子君	吉川 牧野たかお君							
---------	-----	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

水落 敏栄君	宮沢 敏栄君	宮本 宮本君	周司君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 雄平君	山本 吉田	吉田 美樹君	山谷えり子君	山本 順三君	山本 吉川ゆうみ君	山田 山田君	山田 正昭君	山崎 正昭君	森屋 宏君	元榮太一郎君	喜文君	溝手 顕正君
--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-----------	--------	--------	--------	-------	--------	-----	--------

相原久美子君	右上 俊雄君	石橋 通宏君	伊藤 孝恵君	伊藤 孝恵君	伊藤 猛之君	足立 信也君	山口那津男君	西田 平木	西田 平木	西田 長沢	西田 実仁君							
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

河野 義博君	佐々木さやか君	杉 久武君	竹谷とし子君	佐々木さやか君														
--------	---------	-------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

熊野 正士君	里見 弘美君	高瀬 正明君	谷合 里見君	浜田 信祐君	浜田 昌良君	矢倉 秀規君	新妻 須立君											
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

正士君	弘美君	正明君	里見君	浜田君	浜田君	矢倉君	秀規君											
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

反対者氏名

○名

日朝ストックホルム合意の履行に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十八年九月二十六日
参議院議長 伊達 忠一殿
有田 芳生

日朝ストックホルム合意の履行に関する質問主意書

問主意書

有田 芳生

政府は平成二十六年五月二十九日に発表した日朝政府間のいわゆるストックホルム合意を破棄することなく、拉致問題などを解決すると表明してきました。北朝鮮も特別調査委員会を解体したとしつつも、ストックホルム合意が無効だとは宣言していません。ところが北朝鮮によるあいつぐ核実験、ミサイル発射などをきっかけに、日朝間のみならず、米朝、南北など、国際関係には緊張が高まり、新たな局面に入っています。こうした状況のもとでいかに拉致問題などの解決を実現すればいいのか、いくつかの問題について質問します。

一 政府は日朝平壤宣言およびストックホルム合意に基づき、核・ミサイル・拉致の問題を解決するとしていますが、そのために三つの重要課題をどのように有機的に関連づけているのですか、その戦略をお示しください。

二 政府は拉致被害者家族の高齢化を前提にすれば、核・ミサイルの課題と切り離して、拉致問題に優先的に取り組むべきだとお考えですか。

三 安倍首相は制裁を強化しつつ対話によつて拉致問題を解決すると表明されています。北朝鮮との対話を途切れている状況にあって、なぜ非方針なのですか。

(号外)

公式協議あるいは公式協議を再開しないのですか。その理由を具体的にお答えください。

四 ストックホルム合意は拉致問題、行方不明

者、残留日本人、いわゆる日本人妻、遺骨問題

を解決すべき課題として取り上げています。政

府は日朝政府が合意したこれらの課題を人道問

題だと認識していますか。

五 ストックホルム合意から一年あまり、日朝平

壤宣言から十四年。拉致被害者五人とその家族

の帰国以外はまったく問題解決に至っていません。

政府はその理由はどこにあると認識してい

ますか。

六 政府は北朝鮮の特別調査委員会が拉致問題などの調査を終えていると認識していますか。あるいは北朝鮮に對して調査の現状を聞くつもりはありますか。ないならその理由をお示しください。

七 政府は北朝鮮の特別調査委員会が調査報告書をすでに完成しているならば、それを受けとる用意がありますか。ないならその理由は何ですか、明確にお示しください。

八 核実験、ミサイル発射という北朝鮮の挑発的行為に對して、国連を通じての制裁強化を求める立場と対話を通じて拉致問題などを解決するという方針をどのように両立させるのが、拉致被害者家族にわかるよう明確にお答えください。

右質問する。

平成二十八年十月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意の履行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意の履行に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「有機的に関連づけている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、北朝鮮との関係に関する政府の方針

は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。

一及び二について

お尋ねの「非公式協議」及び「公式協議」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、「対話と圧力」及び「行動対行動」の原則の下、拉致問題の解決に向け全力を尽くしていく考え方である。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

政府としては、人道的観点からも、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題

の解決に向け全力を尽くしていく考え方である。

五及び六について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

北朝鮮に暮らす残留日本人に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

参議院議長 伊達 忠一殿

平成二十八年九月二十六日

参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

平成二十八年十月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

平成二十八年九月二十六日

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に暮らす日本人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に暮らす日本人に関する質問に対する答弁書

お尋ねについて、北朝鮮から調査結果の通報はなされない。

おそれがあることから、お答えは差し控えた

二について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

三について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

四について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

五について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

六について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

七について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

八について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

九について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

十について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

十一について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

十二について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

十三について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

十四について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

十五について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

十六について

政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

日本国籍法の採用する国民民主権の原理は、治者と被治者の自同性を要請しているから、当然に統治を担う国家公務員は日本国民であることが要件となる。日本国民たる要件は、国籍法が定めるところである(憲法第十条、国籍法第一条参照)。国籍法は、日本国籍の得喪にかかる要件・手続

を規定することで日本国民たる要件を規定してい

ることからすると、日本国民であることの必要条件として「日本国籍を保有していること」を要求していることは文理上明らかであるが、同時に、例えば「外国の国籍を有する日本国民」（国籍法第十四条第一項）という文言にあるように、「日本国籍と外国籍を併有している者」（以下「外国籍併有者」という。）も「日本国民」に含めていると解される。

しかしながら、統治を担う国家公務員は、日本国籍のみを保有している者（以下「日本国籍單独保有者」という。）によって構成されるべきである。

特に、国議員は「全国民の代表」として、日本国民から日本国における権力の行使を負託されている。領土問題等、主権国家の権力行使において他の国と国益が相反する局面は多々ある。そのような局面も含めて、国民が権力の行使を負託しているのが国議員である。かかる国議員に就任できる者は、国民主権の原理からいつて、日本国籍単独保有者に限られるべきである。また、國務大臣は、国会に対しても連帶して責任を負う内閣を構成する者であるから、同様に、日本国籍單独保有者のみが就任できるべきである。

そこで、我が国法体系において、日本国籍單独保有者と外国籍併有者との間で、どのような取り扱いの違いがあるかについて、いわゆる公務就業の観点から、以下質問する。

一 我が国の法体系において、外国籍併有者が国議員に選出されることは可能か。可能である場合、外国籍併有者が国議員に選出されることがあります。

二 我が国の法体系において、外国籍併有者が国務大臣に就任することは可能か。可能である場合、外国籍併有者が国務大臣に就任することについての政府の見解如何。

三 我が国の法体系において、日本国籍單独保有者が就任することができる公務はなにか。

四 国籍法第十四条第一項にいう「外国の国籍を

有する日本国民」は現時点で何人いると政府は把握しているか。

五 国籍法第十四条第二項にいう「選択の宣言」をした者は現時点で何人いると政府は把握しているか。

六 国籍法第十五条第一項が規定する法務大臣の「催告」はこれまでに何件実施されたか。

右質問する。

平成二十八年十月四日

参議院議長 伊達 忠一殿 内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員中野正志君提出外国籍併有者の公務就任に関する質問に対する答弁書

一について

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）においては、日本国民で、衆議院議員については年齢満二十五年以上の者、参議院議員については年齢満三十年以上の者は、同法第十二条第一項、第十三条の二（若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定により被選挙権を有しないこととされる者に該当しなければ、それぞれ当該議員の被選挙権を有するものとされており、御指摘の「外国籍併有者」に関する規定は設けられていない。

そこで、被選挙権の在り方は民主主義の土台である選挙制度の根幹に関わる事柄であり、国議員の被選挙権の在り方については、各党各会派において御議論いただすべき事柄と考えている。

二について

我が国の法体系において、外国籍併有者が国務大臣に就任することは可能か。可能である場合、外国籍併有者が国務大臣に就任することについての政府の見解如何。

三 我が国の法体系において、日本国籍單独保有者が就任することができる公務はなにか。

四 国籍法第十四条第一項にいう「外国の国籍を

が国の法令上、内閣総理大臣については国会の議決による指名に基づいて天皇が任命し、その他の国務大臣については内閣総理大臣が任命するものとされており、御指摘の「外国籍併有者」に関する規定は設けられていない。

三について

お尋ねについては、外務公務員について、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項において「国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者は、外務公務員となることができない」と規定されている。

四について

戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）に定める各届出によつては国籍法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第十四条第一項の外国の国籍を有する日本国民であるか否かを確実に把握できるものではなく、また、戸籍法に定める各届出が適切に行われていない場合も考えらるため、政府において、外国の国籍を有する日本国民の数を正確に把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

お尋ねについては、国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十五号）により国籍選択制度が導入された昭和五十九年度から平成二十七年度までの間に四万八千六百九十一人が国籍法第十四条第二項の規定による日本の国籍の選択の宣言を行い、戸籍法第百四条の二の規定に基づく国籍の選択の届出を行つたと把握している。

六について

現在までに国籍法第十五条第一項に規定する催告を行つたことはない。